

第六十四回
帝國議會
貴族院

外國爲替管理法案特別委員會議事速記録第六號

昭和八年三月十五日(水曜日)午前十一時
四十九分開會

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) ソレデハ只今

カラ開會イタシマス、前回ニ於キマシテ質
疑ハ一應打切りマシタガ、若シモ御望ミガ
アリマスナラバ、此際ニ御質疑ヲ願ヒタイ
ト思ヒマス、ナケレバ質疑終了ト認メテ差
支ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) ソレデハ質疑

ハ終了イタシマシタ、引續イテ討議ニ移リ
マスガ、此機會ニ於テ何カ御意見ガゴザイ
マスナラバ、御陳述ヲ願ヒマス

○菅原通敏君 本案ハ外國爲替ノ現狀ニ鑑

ミテ、爲替相場ノ維持安定ヲ圖ラシムル爲
ニ、國際經濟關係ノ推移ニ應ジテ、臨機適
當ナル對策ヲ施サシムルノ必要上、外國爲
替ノ管理ヲ爲シ得ベキ權限ヲ政府ニ付與セ
ムトスルモノデアリマシテ、誠ニ時宜ニ適
シタルモノデアルト思フデアリマス、然
レドモ本案ハ資本逃避ノ防止ト云ヒ、爲替
思惑ノ防遏ト云ヒ、更ニ進ンデハ間接ニ貿
易ノ取引ニモ干渉スルコトヲ得セシムルモ
ノデアリマシテ、極メテ廣汎ナル權限ヲ政

府ニ付與セムトスルモノデアリマスカラ、

其運用如何ニ依ッテハ良法トモナリ、又惡法

トモナリ、一般經濟界ニ甚大ナル影響ヲ及

ボスモノデアアルノデアリマスカラ、政府ハ

其運用ニ當リマシテハ、専ラ公益ヲ旨トシ、

周到ナル用意ト明敏ナル判斷ヲ以テ、

公正適實ナラシムルコトニ留意サレマシテ、

動モスレバ生ズルコトアル此職權ノ濫用ト

云フヤウナ弊ニ陥ルコトノナイヤウニ致シ

テ貰ヒタイト思フデアリマス、世間ニ於

テモ色ニ此法ノ施行ニ付テハ心配ヲシテ居

ル者ガアルノデアリマスカラ、徒ニ正常ナ

ル取引ヲ阻止スルトカ、或ハ私人ノ權利ヲ

侵害スルト云フヤウナ弊ガ萬一ニモ起ルコ

トノナイヤウニ期シテ貰ヒタイト思フノデ

アリマス、又本法ニ依ッテ設置セラレマス

所ノ爲替管理委員會及外貨評價委員會、又

ハ政府ニ特設セラレベキ爲替管理部ノ組織

及人選等ノ適否ハ、本法ノ運用ニ重大ナル

關係ヲ有スルモノデアリマスカラ、宜シク

之ニ關シテハ深甚ナル注意ヲ拂ハレマシテ、

能ク實際ニ即シ、其適正ヲ得セシムルコト

ニ十分ナル留意ヲ促シタイト思フノデアリ

マス、此意味ニ於テ私ハ一ツノ希望條件ヲ

提起致シマシテ、之ヲ附帶決議トシテ本會

ノ皆様方ノ御賛成ヲ得マシテ、其決議ヲ本

會議ニ御報告ニナルヤウニ委員長ニ御願ヒ

スルト云フ所ノ動議ヲ提出イタシタイト思

フノデアリマス、尙ホ私ハ個人ノ意見ト致

シマシテ、一言附加イタシテ置キタイト思

フノデアリマス、是ハ茲ニハ附帶決議或ハ

希望條件トシテノ提出ハ見合ハセルコトニ

致スノデアリマススケレドモ、此問題ハ極メ

テ重要ナルモノト思フノデアリマスカラ、

委員長ニ於テモ特ニ此事ハ本會ニ御報告ナ

リタイト思フノデアリマスガ、其事ハ此本

法ハ關東州ニ施行セラレル考ヲ政府ニ於テ

有ッテ居ラレルヤウデアリマス、之ヲ關東州

ニ施行セラレマスト云フコトニ付テノ利害

ハ、大分研究ヲ要スル問題デアアルノデアリ

マスガ、若シ之ヲ施行セラレル場合ニ於キ

マシテハ滿洲國、滿鐵其他等ノ經濟上取引

上ニ緊密ナル關係ノアルコトニ考ヘラレテ、

尙又其地方的ノ特殊事情等モ參酌サレマシ

テ、最も適切ナル方策ヲ立テテ萬違算ナキ

コトヲ期セラレルヤウニシタイト思フノデ

アリマス、次ニ尙又私ノ私見ヲ茲ニ加ヘテ

置キタイト思フノデアリマスガ、一昨年金

輸出ノ再禁止以來、本邦ノ對外爲替相場ト

云フモノハ漸次低落致シマシテ、對米二十

弗迄ニ至ッタノデアリマスガ、亞米利加ノ最

近ノ經濟恐慌ニ遭遇致シマシタ今日ニ於テ

モ、尙ホ二十一弗内外ノ相場ヲ呈スル狀況

デアリマスコトハ、邦家ノ爲ニ誠ニ悲シム

ベキコトデアルト思フノデアリマス、此爲

替相場ノ未曾有ノ低落ヲ見ルニ至リマシタ

原因ハ何處ニ在ルカト申シマスト云フト、

大藏大臣ハ之ニ關シテ斯様ニ言ハレテ居ル

ノデアリマス、即チ主トシテ現下ノ國際關

係ノ不安ト通貨増發ノ懸念トヲ多分ニ織込

ミタル一種ノ人氣相場デアアル、斯ウ言ハレ

テ居ルノデアリマス、而シテ此相場ナルモ

ノハ國際貸借ノ現狀ニ照シテ、其實勢ニ副

ハナイモノデアルト言ハレテ居ルノデゴザ

イマス、去リナガラ此爲替相場ナルモノハ、

單ニ國際貸借ノ情勢ニ依ッテノミ定マルモ

ノデハナクシテ、常ニ人氣相場、即チ心理

作用ニ制セラレルモノデアルト云フコト

ハ、言フコトヲ俟タヌノデアリマス、而シ

テ我對外爲替ニ於ケル心理作用ハ主トシテ

邦貨、即チ圓貨ニ對スル内外ノ信用カラ生

ズルモノデ、而シテ此邦貨ノ信用ハ、主ト

シテ財政上ノ理由ニ依ルモノデアルト云フコトハ、是亦言フヲ俟タヌ所デアリマス、殊ニ此事ハ現時ノ我國ニ於ケル場合ニ於テ左様デアアルデアリマス、通貨ノ増發ハ懸念デアルト言ハレマスケレドモ、是ハ懸念デハナクシテ、私ハソレハ事實トシテ現ハレル明カナル問題デアルト思フノデアリマス、償還計畫ノ無イ、利拂財源ノ無イ赤字公債ガ、毎年十億圓内外ヲ増發スルト云フコトデハ、ドウシテ通貨ノ増發ヲ防止スルコトガ出來マセウ、如何ニシテ邦貨ノ信用ヲ維持スルコトガ出來マセウ、要スルニ邦貨ノ不信用ト云フモノハ財政ノ不信用カラ來タルモノデアルト云フコトハ、一點疑ヒノナイ所デアリマス、サレバ如何ニ爲替管理、又ハ貿易管理ヲ行フト致シマシテモ、財政ノ信用ヲ維持セザル限りハ、邦貨ノ信用ト云フモノハ維持スルコトガ出來ヌノデアリマス、從テ爲替ノ動搖低落ト云フモノヲ防グコトハ出來ナイト思フノデアリマス、私ハ考フルノデアリマス、政府ニ於テハ爲替相場ノ恢復ヲ望ムノデハナイ、單ニ動搖ヲ防グニ止マルノデアルト言ハレマスケレドモ、財政ノ信用ガ動搖イタセバ、邦貨ノ信用ト云フモノガ又動搖スルノデアリマス、邦貨ノ信用ガ動搖スレバ、爲替相場

ノ動搖ト云フモノハ到底免レヌコトデアルト思フノデアリマス、而シテ財政ノ信用ノ動搖ハ、財政計畫ヲ樹立スルコトデナゲレバ免レヌト思フノデアリマス、財政計畫ノ無イ財政ト云フモノハ、所謂御先キ眞暗デアッテ、前途黯黮タルモノデアリマス、斯ノ如ク致シマシテハ、財政ノ信用モ、爲替ノ安定モ、到底求メルコトハ出來ヌト思フノデアリマスカラ、私ハ爲替相場ノ安定ノ途ヲ圖ラムトスルナラバ、財政計畫ヲ樹立スルト云フコトガ最モ急務デアルト思フノデアリマス、此事ヲ切言イタシマシテ政府ニ私ハ一ツノ警告ノ言葉ヲ殘シテ置ク積リデアリマス、是等ノコトヲ附帶ノ條件或ハ希望ト致シマシテ本案、原案ニ贊成イタシマス

○男爵伊藤文吉君 私ハ本法律案ニ贊成イタスモノデアリマス、今日内外ノ情勢ニ鑑ミ、我が國民經濟ノ利益ヲ擁護スル必要上、此法律案ハ最モ適切ナル立法ト信ズルモノデアリマス、唯私ハ此際簡單ニ私見ヲ述ベマシテ、政府當局ノ御考慮ヲ煩シタイト思フ點ガアルノデアリマス、高橋大藏大臣ノ財政御方針ハ、此非常時日本ノ執ルベキ最上ノ、而シテ唯一ノ政策トシテ私ハ全然贊意ヲ表スルモノデアリマス、或人ハ我

ガ財政ノ前途ヲ危惧シ、此際セメテ赤字公債ノ利子ダケデモ財源ヲ確立シテハドウカ、或ハ滿洲事件費ハ増稅ニ依ッテハドウカト云フヤウナ意見モアリマスガ、私ハ高橋大藏大臣ノ御意見ノ如ク、今日ノ日本ハ内外ノ非常時ニ際會シテ不幸ニモ足腰ノ立たヌ病體デアアル、外ハ世界的不景氣ニ襲ハレ、内ハ多年産業界ノ不養生ニ依リテ疲弊困憊ノ狀態デアアル、先ヅココ數年ノ中ニ我が經濟界ヲ健全ノモノトラシメテ、國稅ノ自然增收ヲ待チ、尙ホ増稅ヲモ斷行セラルルト共ニ、一面國費ノ大節減ヲ圖ッテ財政ノ均衡ヲ取ルヨリ外ニ途ハナイト思フノデアリマス、國民ハ財政ノ前途ヲ危惧スル前ニ發憤努力、此數年ノ中ニ我が産業貿易ヲ振興シテ國富ヲ充實シ、我が財政ノ基礎ヲ確立セシムルノ覺悟ト努力ガナケレバナラヌト信ズルノデアリマス、ソコデ私ハ政府當局ニ對シテモ希望ガアルノデアリマス、此外國爲替管理法ニ依リ爲替相場ノ安定維持ヲ圖ラレル、其目的ガ徹底シナケレバナラヌト思フノデアリマス、唯資本逃避ノ防止ヲ圖ル、又爲替ノ思惑取引ヲ取締ッテ、圓爲替ノ暴騰暴落ヲ防ギ、我が産業貿易ヲ保護スルト云フノミデナク、

健全ナル發達ヲ遂ゲシムル爲メ、圓價ノ位置ヲ或程度ニ抑制シテ置ク必要ガアルト思フノデアリマス、此點ニ付キマシテハ、衆議院ニ於テモ本院ニ於テモ、大藏大臣ノ御答辯ニ少シク了解ニ苦シム節ガアルノデアリマス、私ハ政府當局ニ對シ、圓爲替ヲドノ程度ニ維持安定スル考ガアルカナドト云フ問ハ致シマセヌガ、此非常時ニ於テ、折角立直ラントシテ居ル我が産業界ノ健全ナル發達ノ爲ニ、圓爲替ノ位置モ時ニ應ジテ御考慮ニ相成リ、本法ノ運用ニ依リ適當ニ調節セラレンコトヲ望ムノデアリマス、政府ノ對策如何ニ依ッテハ、折角芽ヲ吹キカケタ我が産業界モ形勢逆轉シテ、國際競争場裡ニ後レヲ取ルヤウニナッテハ、高橋大藏大臣ノ財政方針ニモ大ナル蹉跌ヲ來ス虞ガ十二分ニアルト思フノデアリマス、今日我が國民ハ財政ノ前途ヲ杞憂スルコトナク、只管經濟力ノ進展充實ニ精進セネバナラヌノデアリマス、大藏大臣ハ衆議院ノ特別委員會ニ於テ、一委員ノ質問ニ對シ斯ウ云フ御答辯ヲシテ居ラレルノデアリマス、今日我國ノ圓ニ對シテ亞米利加ノ弗ガ二十弗、或ハ二十一弗デアルト云フコトハ是ハ實勢ヨリ下ゲ過ギテ居ルト、斯ウ考ヘテ居リマス、當リ前デ行ッタナラバ先ヅ金解禁前ノ我國

ノ爲替相場ト云フモノ、アレガ本當ノ實勢
デアッタラウト思ヒマス、其當時先ヅ百圓
ニ對シテ四十五弗ト云フ所デ維持サレ
テ居ッタ、併シアノ場合デモ、段々海外ヘノ
支拂ノ方が多クナツテ來レバ、從テ圓價ハ下
ルニ決ッテ居ル、併シ實勢ト云フモノハ、先
ヅ我國ノ海外ニ對シテノ支拂、受取勘定ト
云フモノヲ、貿易關係カラ見マシテモ、ア
ノ時分トハ大差ナカラウ、或ハ貿易ナド
ハモット好クナリハシナイカト思フ位ニ私
ハ考ヘテ居リマス、ソレ故ニ私ハ今日ノ我
國ノ爲替相場ハ實勢ト云フコトカラ見タラ
下リ過ギテ居ルト、斯ウ考ヘテ居リマス、
斯ウ云フ御答辯デアリマスガ、私ハ此御答
辯ヲ讀ンデ聊カ不安ヲ感ズルノデゴザイマ
ス、實勢ノ本體ヲ知ルコトハ實ニ困難ダト
思ヒマスガ、貿易ノ「バランス」ヤ貿易外取
引關係ノミデ定マルモノトモ思ヒマセヌ、
ソレダケノコトデ此處デ議論スル必要ハゴ
ザイマセヌデスガ、此管理法ノ眞ノ目的
ハ、唯爲替ノ安定維持ヲ圖リ、我ガ産業貿
易ニ異常ノ衝動ヲ與フルコトヲ避ケルノミ
ナラズ、複雑ナル國際經濟關係ノ現狀ニ鑑
ミ、我ガ國民經濟ノ利益ヲ擁護スル爲メ、
時ニハ實勢以下ト思ハレル相場デモ宜シイ、
産業界ノ實情ニ照シテ調節セラレムコトヲ

希望スルノデアリマス、以上簡單ニ申述ベ
マシタ愚言ハ、我國ニ於テモ相當多數ノ識
者、實際家ノ間ニ心配サレテ居ル事柄ト存
ジマスルノデ、大藏大臣ニ對シテハ釋迦ニ
說法ノ嫌ヒハアリマスルガ他山ノ石、幸ヒ
ニ虚心坦懷、私共ノ微衷ノ存スル所ヲ御賢
察下サイマスレバ、仕合セニ存ズル次第デ
アリマス

○菅原通敬君 チョット先刻ノ希望決議ノ
文字ヲ讀ムコトヲ落シマシタガ、「政府ハ本
法ニ依リ附與セラレタル權限ノ廣汎ナルニ
鑑ミ其ノ運用ヲ慎シムヘキハ勿論外國爲替
管理委員會其ノ他ノ組織及之カ人選ニ深甚
ナル注意ヲ拂ヒ本法ノ公平適切ナル施行ヲ
期スヘシ」、斯ウ云フノデアリマス

○子爵裏松友光君 此法案ハ内外ノ狀勢ニ
鑑ミマシテ、最モ適切ナルモノト思ヒマ
ス、ソレ故ニ本案ニ賛成イタシマス、只今
又菅原君ノ述べラレタ希望決議ニ付テモ贊
成ヲ致シマス

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) 外ニ御意見ハ
ゴザイマセヌカ……御意見ガナケレバ採決
ニ移リタイト思ヒマス、御相談ヲ申上ゲマ
スガ、採決ノ方法ト致シマシテ、衆議院ヨ
リ送付サレマシタル本法ヲ最初ニ議題ニ致
シマシテ、次ニ只今菅原委員ヨリ申述ベラ

レマシタル希望條件ヲ付議スルコトニ致シ
タイト思ヒマス、衆議院ヨリ送付サレタル
本法ニ付テ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) 左様可決ニ相
成リマシタ、次ニ希望條件ト致シマシテ、
「政府ハ本法ニ依リ附與セラレタル權限ノ
廣汎ナルニ鑑ミ其ノ運用ヲ慎シムヘキハ勿
論外國爲替管理委員會其ノ他ノ組織及之カ
人選ニ深甚ナル注意ヲ拂ヒ本法ノ公平適切
ナル施行ヲ期スヘシ」ト云フ希望條件ヲ提
出セラレ、之ニ對シテ贊成者ガゴザイマシ
タ、此希望條件ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) 御異議ガアリ
マセヌ、全會一致ヲ以テ本法並ニ希望條件
ハ可決セラレマシタ、是デ本委員會ヲ終了
イタシマス、長イ間諸君御苦勞デゴザイマ
シタ

午後零時十四分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵兒玉 秀雄君
副委員長 森 賢吾君
委員
侯爵松平 康昌君
子爵裏松 友光君

子爵戸澤 正己君

子爵綾小路 護君

男爵小畑大太郎君

男爵伊藤 文吉君

男爵長 基連君

中川小十郎君

菅原 通敬君

西野 元君

阿部房次郎君

下出 民義君

大澤德太郎君

國務大臣

大藏大臣 高橋 是清君

政府委員

大藏參與官 上塚 司君

大藏書記官 青木 一男君

昭和八年三月十五日印刷

昭和八年三月十六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局